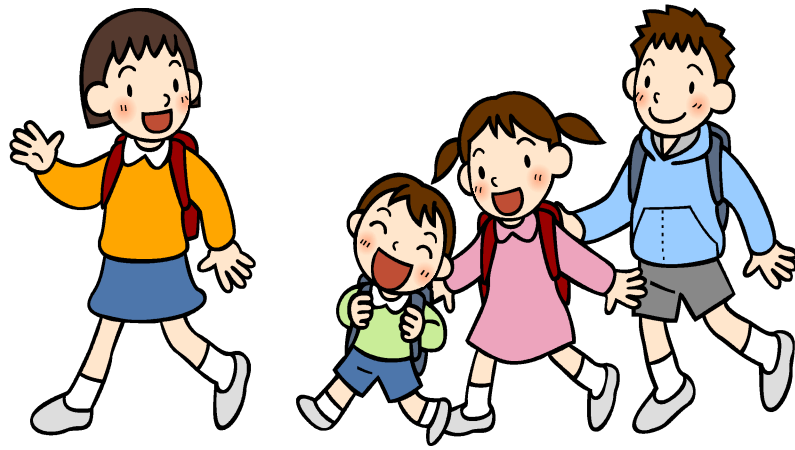


中道南小学校 いじめ防止基本方針

～いじめのない学校づくり～



甲府市立中道南小学校

はじめに

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童の人間性をはぐくみ、よりよい人間関係を築こうとする態度を育成できるよう積極的に取り組む必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めいかななければならない。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及び国・県・市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「**中道南小学校いじめ防止基本方針**」を策定した。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめには、多様な態様があることに鑑み、個々の行為がいじめに該当するか否かを判断するに当たり、表面的・形式的にすることなく、いじめられたと訴える児童といじめたとされる児童から状況を聴取し、慎重に判断しなければならない。また、けんかやふざけ合いであっても、大人の見えない所で被害が発生している場合もあることから、情報共有に努めていかななければならない。なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかいをされる
- ② 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ④ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑥ 金品をたかられる
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑨ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

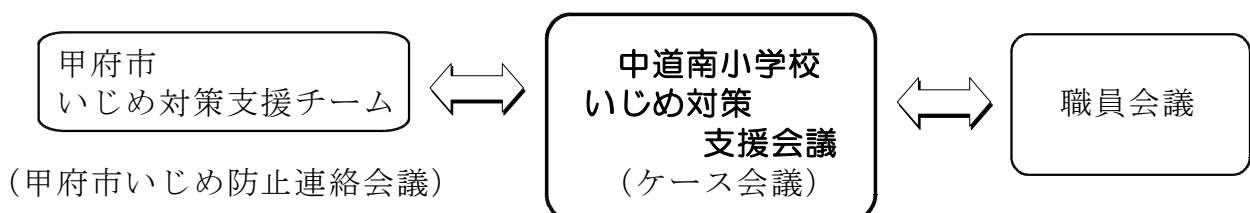
- ア) いじめ問題を迅速、的確に解決するためには、学級担任が一人で抱え込むようなことがあってはならない。いじめへの解決に向けては、そのほとんどの場面で、管理職や生徒指導主任、学年主任などの的確な判断と支援が必要不可欠である。よって、管理職のリーダーシップに基づいて、全教職員が協力・支援体制を組み、組織的な指導が必要である。
- イ) いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものとして、その未然防止・早期発見・早期対応に努め、また、いじめ解消後についても再発防止に向けて継続的に支援しなければならない。
- ウ) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知しなければならない。
- エ) いじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう、思い遣る心の育成に努めなければならない。
- オ) 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。いじめの背景を的確に考察しながら指導に当たることは、当然のこととして、どんな理由があろうとも被害者の立場に立って指導する姿勢を堅持しなければならない。
- カ) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者、家庭、地域と連携し、いじめの未然防止に努める。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

2. いじめ対策の組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織、「いじめ対策支援会議」を設置する。

構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（中学校配置）、学校評議員とし、必要に応じてメンバーを増減することができる。また、重篤なケースについては、甲府市の設置している「いじめ対策支援チーム」に相談し、会議に参加してもらい、適切な助言をしてもらうことができる。

会議は、必要に応じて校長が招集し、教頭の進行のもと支援方法を検討する。



3. 未然防止の取組

(1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが重要である。以下の方策により、いじめの未然防止に努める。

(2) いじめを未然に防止するための方策

① 児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が安心して過ごすことのできる場所にする必要がある。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

② 道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実には、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③ 分かる授業，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは，自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは，授業の時間となるため，授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し，どの児童生徒も参加し，活躍できる授業改善に努める。

④ 異年齢集団間，異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合，「教える」「教えられる」という図式ができ，固定化することが多い。その場合，「教えられる」子どもは，自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし，どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

⑤ いじめ問題に対する学校の取組評価を PDCA サイクルで行い，取組内容の検証を行う。

児童の実態にあった「取組評価アンケート」（無記名を原則とする）を作り，年間計画にアンケートの実施を位置づけ，未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常に PDCA サイクルで見直し，今後の指導に活かす。また，学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥ 全職員でいじめの理解について研修会を実施し，いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め，正しいいじめ理解，適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修を行う。

⑦ 校長を中心とした組織体制を構築し，全職員が一致協力した体制を確立するため，年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止，早期発見，早期対応，継続支援について，すべての教職員が共通理解するために，年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し，いじめ防止対策のための年間指導計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧ 職員会議，校内研究などで，教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて，職員会議等を利用し，いじめの未然防止，早期発見，いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨ 行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、**子どもたちと向き合う時間を確保するためにより一層の業務改善**等を図る。

⑩ 学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪ 児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う「いじめ防止活動」を通して、児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

4. 早期発見の取組

(1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気が付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

(2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、生活ノート、個人面談など日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート」を定期的実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③ いじめの相談を受けることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。学校の実情、時間帯に応じて、職員室や保健室などでいじめ相談を受けることができることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

5. いじめへの対処

(1) いじめへの対処に関する基本的な考え

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(2) いじめに対処するための方策

① いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

① 事実確認② 反省指導③ 謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。

② いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チームに依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ対策支援チーム（甲府市教育委員会設置）に支援を求め、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③ インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に
関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求め
るほか、掲示板などへの書き込みに対しては、甲府市教育委員会（いじめ防止連
携会議）を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を
依頼するなど適切な措置を講じる。また、インターネット上のいじめが重大な人
権侵害にあたることを十分に理解させるなど、情報モラル教育の充実を図る。ま
た、保護者に対してPTA総会・学年総会等の場を利用し、啓発活動を行う。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められると
きは、甲府市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して
対処する。

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行ってい
るにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯
罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、甲府市教育委員
会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ対策支援チームと連携し、関係機関との連
携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさ
せたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取ったりするなど「被
害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤ 加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高
めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限
り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得
た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求
めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。
たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよ
うに指導する。また、はやしたてるなど同調した児童に対してはそれらの行為が
いじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体
で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとい
う態度を行き渡らせるようにする。

⑦ 人権教育等を通して、特別な配慮が必要な児童への対応を行う。

いじめに向かわない態度・能力の育成のため、人権教育により、人権感覚を高
めるとともに、いじめが法律によって、どのように扱われているかを知り、いじめ
に対する法的な知識を高める。また、以下に示す児童を含め、特に配慮を要する児童
については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保
護者の連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うようにする。

(発達障害・帰国子女・外国籍の児童・性同一性障害・性的指向・東日本大震災で
被災された児童・原子力発電所事故により避難をしている児童 等)

6. 重大事態発生時の大切の見直し

① 重大事態の発生と対処について

ア) 重大事態

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。また、**疑いがあると認められる場合**
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合また、**疑いがあると認められる場合**（欠席理由を慎重に検討し学校が甲府市教育委員会と相談し判断する）
- ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合（内容を慎重に検討し学校が甲府市教育委員会と相談し判断する）

※上記の事例に限らず、必要な場合は、適切に対応する。

※児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、学校は甲府市教育委員会に報告する。また、甲府市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

ウ) 重大事態の調査

重大事態の調査は、当該事態に対処するとともに同種の事態の発生を防止に資するために行う。学校は重大事態が発生した場合は、甲府市教育委員会の指導により、調査を行う。学校が調査を行う場合、甲府市教育委員会から、調査内容、調査対象等必要な指導を受け、調査に関わる人的支援（**弁護士・臨床心理士・医師・その他必要と認められる方**）も受ける。学校が行う調査では重大事態への対処及び同種の事態発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと甲府市教育委員会が判断した場合は、甲府市教育委員会が主体で再調査を行う。

エ) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係についていじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法で説明する。また、市長に調査結果を報告する。

7. その他の留意事項

① いじめの解消について

いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているかどうかを確認しなければならない。

ア いじめに係わる行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が心身の苦痛を感じていないことを被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

いじめが解消に至っていないと判断される場合は、引き続き当該児童の安心・安全を確保し、解消に至るまで支援や対応の見直しを図るようにする。また、「解消している」状態の2要件は、あくまでも目安であるので、いじめに重大性があった場合や、いじめが再発する可能性が十分にあり得る場合は、教職員は引き続き、当該児童について日常的に注意深く観察を行う。また、学校の全職員での見守りも行っていく。

② 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが大切である。

また、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

③ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているのにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局など）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

7. いじめ対策年間指導計画

| 月 | PDCA | 学 校 (教 職 員) | 児 童 | 保 護 者 |
|----|-----------------|-----------------------------|-------------------------|----------------|
| 4 | P | いじめ基本方針の確認 | | 取組説明 (学年総会) |
| 5 | | いじめ対策支援会議発足 | | |
| 6 | D (C) (A) | | いじめアンケート実施 (実施後, 指導) | 学習会 (P 総会) |
| 7 | | | 取組評価アンケート実施 | |
| | | いじめ対策支援会議 (夏休み) | 人権週間の取組 | |
| 8 | | 教員研修 (いじめ・情報モラル) | | |
| 9 | | | 人権週間の取組 | |
| 10 | | | 道徳授業 (全校実施, テーマ: いじめ) | |
| 11 | | | いじめアンケート実施 (実施後, 指導) | |
| 12 | | いじめ対策支援会議 (冬休み) | 取組評価アンケート実施 | |
| 1 | C | | 情報モラル学習 (高学年: 外部講師) | |
| 2 | | | いじめアンケート実施 (実施後, 指導) | |
| 3 | A | 学校評価 (教職員・児童・保護者・学校評議員等) | | |
| | | いじめ防止取組評価会議 (評価, 次年度の計画) | 取組評価アンケート実施 | |

- ※ 緊急事案が発生した場合には, 緊急いじめ対策支援会議を開き, 対応する。
- ※ いじめ対策支援会議には, P T A や地域の代表を加え, 連携した取組にする。
- ※ いじめの起きない学級づくり, 居場所づくり, 人間関係づくりに努める。
- ※ 教師と児童は, 信頼関係を構築し, 相談できる関係をつくる。
- ※ 学校だより等を利用し, いじめに対する取組について保護者への啓発を図る。